

土地区画整理審議会の役割 資料 1 - 2

1. 設置の目的

土地区画整理事業の施行に伴い、今後、仮換地指定や換地処分、その他の処分が行われます。これらは、地権者の皆様方に重大な利害関係があります。そこで、これらの処分を適正かつ公平に実施するための諮問機関として土地区画整理審議会を設置します。

土地区画整理審議会は、事業ごとに設置します。〔土地区画整理法（昭和29年法律第119号）。《以下「法」という。》第56条第1項〕

2. 審議会の名称

本土地区画整理審議会の名称は、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）とします。〔清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例（平成26年12月22日清須市条例第23号）。《以下「条例」という。》第7条〕

3. 組織及び委員の構成

当審議会は、10人の委員をもって組織します。〔法第57条、土地区画整理法施行令（昭和37年政令第47号）。《以下「令」という。》第18条、条例第8条〕

委員は、令第19条から第42条までに定めるところにより、施行地区内の宅地所有者及び借地権者のうちから選挙される委員8人（法第58条第1項、条例第8条）と、事業について学識経験を有する者から市長によって選任される委員2人（法第58条第3項、条例第8条）とで構成します。

4. 権 限

審議会は、「換地計画、仮換地の指定に関する事項について、法律に定める権限を行う。」（法第56条第3項）と定められており、施行者の諮問に対して意見を答申するこ

とを主たる任務とする諮問機関であります。

この権限については、大きく2つに分けて考えることができます。

(施行者が審議会の意見を聞く事項)

- (1) 換地計画の作成に関する事及び換地計画に対する意見書の内容の審査に関する事。
と。(法第88条第6項)
- (2) 仮換地指定に関する事。(法第98条第3項)

(施行者が審議会に同意を求める事項)

- (1) 宅地地積の適正化に関する事。(法第91条)
- (2) 借地地積の適正化に関する事。(法第92条)
- (3) 特別の宅地の措置に関する事。(法第95条)
- (4) 保留地の設定に関する事。(法第96条第3項)
- (5) 評価員の選任に関する事。(法第65条第1項)

5. 機 構

委員のうちから委員が選出して会長が置かれます。(法第61条第1項、第2項)

会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理しますが、委員として審議会の議決に加わることはできません。(法第61条第3項、第4項)

なお、会長に事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互選された会長代理がその職務を代理します。(法第61条第5項)

6. 招集及び議事

審議会は、清須市長《以下「市長」という。》が招集しますが、その招集には原則として少なくとも会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知します。

審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによります。

(法第62条)

このほか、会議の運営方法などについては、市長が審議会の意見を聞いて別に定める会議規則によります。(法第53条、条例第16条)

7. 解散及び身分の喪失

審議会は、その任務を終了した場合に、廃止されます。(法第56条第4項)

8. 委員の性質

委員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされます。(法第71条の6)

土地区画整理審議会の委員の公務員たる性質

土地区画整理審議会の委員は、土地区画整理法に次のような規定がある。

(審議会の委員及び評価員の公務員たる性格)

法第71条の6

審議会の委員及び前条において準用する第65条第1項の規定により選任される評価員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。